

15年後、約3戸に1戸は空き家に!?

親が実家を相続させる前に **子**が実家を相続する前に
今やっておいた方がよいことは？

空き家と相続



自分がもしもの時、
家を相続する人が
いないんだけど…



先々代名義の土地
があるんだけど
どうすればよい？



農地だけ相続放棄
することは可能？

相談員として日々お客様と接している中で、
「実家がこれから空き家になるんだけど、どうすればいい？」
「農家をやっていないから田畑は相続したくないんだけど、市に寄附できるの？」
といったご相談が増えてきています。

実際、全国的に空き家は増え続けており、ここ静岡も例外ではありません。
また相続が発生しても登記をせず、何代にも亘り放っておいた結果、
所有者が特定できないという土地も増加の一途を辿っています。

今回のセミナーでは私たちが今から知っておくべきこと、備えておいた
方がよいことを、事例を交えてわかりやすくお伝えします。



専任相談員
大澤 祐紀

日時 平成**30**年**9**月**11**日(火)10:00~11:30頃 (受付 9:40~)

会場 ツインメッセ静岡中央棟4階 会議室**409**
(静岡市駿河区曲金三丁目1-10)

定員 先着**40**名様 (定員になり次第締め切りとさせていただきます)

受講料 無料



相続手続支援センター® 静岡
静岡市駿河区中田4-2-6 あっとわん飛翔2F

電話 **054-287-0056**

FAX **054-287-0057**

9/11 お申込書

※お電話またはFAXにてお申し込みください

お名前： _____ ご参加人数： _____ 名

ご住所：〒 _____

電話番号： _____ お連れ様のお名前(名字) _____ 様